

加古川市帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乾燥弱毒生水痘ワクチン（以下「生ワクチン」という。）又は乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（以下「不活化ワクチン」という。）の接種に要する費用の一部を助成することにより、市民の帯状疱疹の発症及び重症化の予防並びに経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第4条に規定する交付申請の日及びワクチン接種の実施日（以下「接種日」という。）に、本市に居住している者で、接種日が属する年度に51歳、56歳、61歳となる者とする。ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく帯状疱疹ワクチンの定期接種の対象者及び本要綱に基づく助成を受けたことがある者を除く。

(助成回数及び助成金の額)

第3条 助成の回数は、同一人につき、次の各号に掲げるワクチンの区分に応じ、当該各号に定める回数を限度とし、いずれか一方のワクチンのみとする。

(1) 生ワクチン 1回

(2) 不活化ワクチン 2回（2回目の接種は、1回目の接種を受けた日から6月を経過しない場合に限る。）

2 助成金の額は、ワクチン接種1回につき、次の各号に掲げるワクチンの区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。ただし、ワクチン接種費用が助成金の額に満たない場合は、ワクチン接種費用に相当する額とする。

(1) 生ワクチン 4,000円

(2) 不活化ワクチン 10,000円

(助成金の交付申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、加古川市帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、助成金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合は、助成金に代えて加古川市帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成金交付決定通知書兼助成券（様式第2号。以下「助成券」という。）を申請者に交付する。

(助成券の使用期限)

第6条 助成券の使用期限は、助成券の交付日が属する年度の末日までとする。

(助成券の利用等)

第7条 助成券の交付を受けた者は、助成券の使用期限までに、市長が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）にワクチン接種の申込みを行い、助成券を提出するとともに、接種

費用から助成額を差し引いた額を支払い、ワクチン接種を受けるものとする。

2 指定医療機関は、前項の助成額について、助成券の提出日が属する月の翌月末日（当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）までに、市長に報告書及び助成券を提出し、助成金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、受理した日から起算して 30 日以内に、指定医療機関に助成金を支払うものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第 8 条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 第 2 条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（助成金の返還）

第 9 条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の支払いを受けた者があるときは、助成金を返還させるものとする。

（補則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。